

Net119 緊急通報システム利用規約

(はじめに)

ちば消防共同指令センター(以下「指令センター」といいます。)が提供する Net119 緊急通報システム(以下「Net119」といいます。)の利用を希望される方は、本規約の全てをお読みいただき、ご承諾いただいた場合に限り、あらかじめ登録をした上で利用いただくことができます。

(適用範囲)

本規約は、Net119 及びこれに付帯関連するサービスの全てに適用されるものとします。

(サービス概要)

Net119 は、聴覚又は音声・言語機能等に障害があり、音声による 119 番通報が困難な方が、お持ちのスマートフォンやタブレット端末等からインターネット(Web)を使って、音声によらずに 119 番通報できるシステムです。

(利用条件)

- (1)利用対象者は、聴覚又は音声・言語機能等に障害があり、音声による 119 番通報が困難な方で、指令センターの管轄区域内に住所のある方、又は指令センター管轄区域内に通勤・通学されている方です。音声による通報が可能な方は音声による 119 番通報を利用してください。
 - ※指令センターの管轄区域とは、千葉市、銚子市、木更津市、成田市、旭市、市原市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、富里市、栄町、安房郡市広域市町村圏事務組合、長生郡市広域市町村圏組合、匝瑳市横芝光町消防組合、山武郡市広域行政組合、香取広域市町村圏事務組合、佐倉市八街市酒々井町消防組合、印西地区消防組合及び夷隅郡市広域市町村圏事務組合の管轄区域をいいます。
- (2)登録後に明らかに音声による通報が可能であると、指令センター又は指令センター管轄区域内の消防本部(局)が判断した場合は、登録を抹消することがあります。
- (3)Net119 は、日本語によるチャット(文字による会話)ができる方のみ利用できます。
- (4)Net119 の利用には、事前登録が必要です。
- (5)利用にあたっては、GPS 機能を搭載し、インターネットに接続が可能、及び電子メール機能を使うことができるスマートフォン、タブレット端末又は一部の高性能フィーチャーフォン(以下「端末」といいます。)が必要となります。
- (6)第三者が正規の利用者になりすましていたずら通報が行われ、正規の利用者がトラブルに巻き込まれることを回避するため、Net119 では厳格なセキュリティ対策を行っています。これに伴い、安全な通信ができない端末では、Net119 が利用できない場合があります。(安全な通信ができない端末を使用する場合、悪意のある第三者から通信内容を盗み見られる、通報内容を書き換えられるなどのおそれがあるため、新しい機種に買い換えて安全な通信での利用を推奨します。)
- (7)Net119 を利用いただけるのは、「利用者」として登録された方ご本人のみです。
- (8)通報を行うには GPS 機能を ON に設定する必要があります。
- (9)迷惑メールフィルタリング等をご利用の場合には、「@joy.ocn.ne.jp」ドメインからのメールを拒否しないよう設定してください。受信拒否(ドメイン指定等)が設定されている場合は、設定を解除いただくか、ドメイン受信設定の登録をお願いします。(機種により設定方法が異なりますので、設定方法について不明な場合は、各端末の取り扱い説明書や販売店等で、ご確認をお願いいたします。)
- (10)利用する端末は、端末ロック等により、第三者に容易に操作されないよう厳重に管理してください。
- (11)認証エラーなどが発生し、利用できない場合は、「お問い合わせ先」に記載の連絡先までご連絡ください。
- (12)緊急通報以外には使用できません。

(登録時の注意事項)

- (1) 複数の端末で Net119 の利用を希望される場合は、1 台ごとに登録が必要になります。
- (2) 登録にあたっては、通報を受けた指令センターが迅速に対応するため、また、登録者の情報を適正に管理するための情報として、次の項目の登録が必要になります。

「氏名(フリガナ)」、「生年月日」、「性別」、「住所」、「メールアドレス」

※使用できる文字: 英数字、.(ピリオド)、-(ハイフン)、_(アンダーバー)、@(アットマーク)

※ピリオドの連続(..)やアットマークの直前のピリオド(.@)を含むメールアドレスは使用できません。
- (3) 利用者が救急隊や消防隊に通報場所を素早く伝えるための情報として、よく行く場所の情報を登録することができます。いざという時に、指令センターが利用者との連絡を確保する上で貴重な情報ですので、登録することをおすすめします。

「よく行く場所の名称」、「よく行く場所の住所」
- (4) 通報時に体調不良等の理由により連絡がとれなくなった場合に備え、救急隊や消防隊が場所を特定するために使用する情報として、連絡先や緊急連絡先に関わる情報を登録することができます。いざという時に、指令センターが通報者との連絡を確保する上で貴重な情報ですので、登録することを強くおすすめします。

「連絡先電話番号」、「自宅電話番号」、「FAX 番号」、「緊急連絡先氏名(フリガナ)」、「緊急連絡先本人との関係」、「緊急連絡先電話番号」、「緊急連絡先 FAX 番号」、「緊急連絡先メールアドレス」
- (5) 通報時に何らかの理由で指令センターから利用者に連絡が取れなくなってしまった際には、緊急連絡先に登録された方に居場所等の問い合わせを行う場合があります。ご家族などの問い合わせに対応いただける方を登録してください。
- (6) 緊急連絡先を登録しようとする場合は、事前に緊急連絡先として登録される方から同意を得てください。登録後に指令センター又は指令センター管轄区域内の消防本部(局)から登録された方に意思の確認を行う場合もあります。
- (7) 登録いただいた情報は、緊急時に指令センターが必要と判断した場合において、消防・救急活動に必要と認められる範囲で、行政機関や医療機関、警察等に対して情報提供を行います。また、指令センター以外の消防機関が通報を受け付けた場合も同様の取り扱いとなります。
- (8) 居住地を管轄する消防本部(局)の管轄区域外に通勤・通学する方で、通勤・通学先を管轄する消防本部(局)で登録を希望される方は、通勤・通学先に関する情報を必ず登録してください。

「勤務先(学校)名称」、「勤務先(学校)住所」、「電話・FAX 番号」
- (9) 救急隊が搬送先医療機関を選定する上での参考情報として、今までにかかった病気や掛かり付け医療機関に関する情報を登録することができます。円滑な病院選定のために登録することをおすすめします。

「今までにかかった病気」、「掛かり付け医療機関」
- (10) 救急隊や消防隊が現場へ到着し活動する上での参考情報として自宅における健聴者の有無や手話、筆談ができるかどうかを登録することができます。円滑な現場活動のために登録することをおすすめします。
- (11) 以下の事由が発生した場合には、速やかに「お問い合わせ先」に記載の連絡先までご連絡いただくか、インターネット(Web)を使用し登録情報を変更してください。なお、転居等により住所が指令センター管轄区域外となった場合及び Net119 の利用を中止する場合には、「Net119 利用(登録・変更・廃止)申請書兼承諾書」(以下「申請書」といいます。)を提出していただく必要があります。
 - ① 転居やメールアドレス等、登録済の利用者情報に変更があった場合
 - ② 端末の機種変更を行った場合
- (12) Net119 の利用意思を確認するために、指令センターから登録されたメールアドレス宛にメールを送信することがありますので、メールの記載内容に沿って返信をしてください。長期間にわたり応答がない場合等、利用意思を確認できない場合には、利用の停止措置又は利用者情報の抹消をすることがあります。

(13)利用者別に発行される本登録用 URL は個人を認証する情報になりますので、なりすまし通報の防止の為、他人に知らせないでください。

(通報時における注意点)

- (1)音声通話により 119 番通報が可能な方が近くにいる場合は、Net119 の「他の人をお願いする」機能で、音声通話による 119 番通報を依頼することも考慮してください。
- (2)通報を行う際には、初めに「通報する」を選択し、続けて「救急」、「火災」の通報種別を選択し、その次に、通報場所を「自宅」、「外出先」又は「よく行く場所」から選択してください。
- (3)通報場所として「自宅」又は「よく行く場所」を選択した場合は、GPS 測位による現在地情報と併せて、事前に登録した住所が指令センターに送られます。「外出先」を選択した場合は、GPS 測位による現在地情報が指令センターに送られます。GPS 測位結果から正しい位置情報が得られない場合には、送信前に地図を操作して正しい通報場所に修正してください。
- (4)通報場所の入力が完了すると、通報が指令センターに接続され、チャットを開始します。詳しい状況を伝えてください。
- (5)チャットに用いる言語は日本語とし、絵文字等は使用しないでください。
- (6)チャットが途中で切断された場合や聴取完了後に、指令センターから登録されたメールアドレス宛に「呼び返しメール」を送付する場合があります。メールが受信できる状態にしてください。
- (7)「呼び返しメール」が確実に受信できるように、登録しているメールアドレスに変更があった場合には、速やかに登録情報の変更を行ってください。
- (8)通報場所が不明な場合(取得した位置情報が大きくずれている場合等)は、別の手段での通報(第三者による通報等)を案内する場合があります。
- (9)「練習する」機能を活用することで、実際に通報が必要になった際に備えて操作に慣れておくことができます。「練習する」機能では、実際の通報と同様の操作での通報体験ができますが、指令センターに通報されることはありません。
- (10)明らかにいざら通報と解される場合は、以後の通報の受信を拒否する場合があります。

(サービスが利用できない場合)

- (1)Net119 は日本国内でのみ利用いただけます。海外では利用できませんのでご注意ください。
- (2)Net119 を利用するためには、携帯電話会社の通信網を使うことから、トンネル・地下・建物の中のように電波の届きにくい所、通信網のエリア外等、Net119 を利用できない場所があります。
- (3)インターネットを利用しているため、通信事業者、プロバイダ事業者等の工事、メンテナンス及び混雑、通信電波状況により利用できない場合があります。
- (4)何らかの理由により Net119 による通報ができない場合には、別の通報手段(第三者による通報等)によって 119 番通報を行ってください。
- (5)Net119 のメンテナンスを行う場合には、通報ができないことを指令センターより事前に登録メールアドレスへ通知しますので、常にメールを受信できるようにしてください。
- (6)指令センターは、利用者への事前の通知により、いかなる補償をすることもなく Net119 の全部又は一部を停止、変更、休止又は廃止できるものとします。

当該停止等によって、利用者又は第三者に損害が生じた場合であっても、指令センター及び指令センター管轄区域内の消防本部(局)は、何らの責任も負わないものとします。

(個人情報取り扱い)

- (1) 指令センターは、Net119 で収集した個人が特定される、又は、特定され得る情報(他の情報との照合により個人を特定できる情報を含みます。)(以下「個人情報」といいます。)を、申請書を提出した消防本部(局)の個人情報保護に関する条例及び関係例規等に基づき、適正に管理し、登録された個人情報は、Net119 を利用した緊急通報に関する業務の範囲内で使用し、目的外の使用はしません。
- (2) 指令センター管轄区域外からの通報が行われた場合、その場所を管轄する消防機関へ通報を転送します。その際、登録いただいた利用者情報も含めて管轄の消防機関へ転送することがあります。
- (3) 転送された消防機関から搬送先医療機関へ登録情報を含む通報情報を提供することがあります。
- (4) Net119 の登録情報、及び通報内容(通報画面(チャット画面等))に入力される情報及び通報した位置情報等)が、Net119 の運用保守及び消防救急業務の記録保全を目的として、指令センター及びコンピュータシステムの運用保守を行う事業者(ソフトウェア及びハードウェアの保守の委託先を含みます。)によってアクセスされます。
- (5) 廃止申請等に伴う登録抹消の後においても、登録者情報及び通報内容並びに通信履歴は、Net119 の運用保守及び消防救急業務の記録保全を目的として、相当の期間が経過するまで保管します。
- (6) 個人情報の開示・訂正・削除等のお問い合わせは、申請書を提出した消防本部(局)へご連絡ください。

(利用者の責任)

利用者は、自己責任において Net119 を利用するものとします。サービスの利用に必要な機器の準備及び通信料の負担は、利用者の責任において行うものとします。指令センターは、Net119 について慎重に管理をしますが、利用者が Net119 の利用に際して行った一切の行為、その結果及び当該行為によって被った損害について、損害の原因が指令センターにある場合を除き何らの責任も負わないものとします。

(禁止事項)

利用者は前項に定めるものの他に、Net119 の利用にあたって、以下の行為又はそのおそれがある行為を行ってはならないものとします。以下の行為が認められた場合には、機能を制限する、登録を抹消する等の措置をとらせていただく場合があります。

- ①法令、インターネット上で一般的に遵守されている規則等に違反する行為
- ②他の利用者、指令センター又は第三者に不利益又は損害を与える行為
- ③人権侵害・差別行為、これらを助長する行為
- ④公序良俗に反する行為
- ⑤法令に違反する行為
- ⑥自殺を誘引又は勧誘する行為
- ⑦虚偽の情報を登録・投稿・送受信する行為
- ⑧指令センターの書面による事前の承諾を得ずに、Net119 に関連して営利を追求する行為
- ⑨指令センターによる Net119 の運営を妨害する行為
- ⑩Net119 の信用を失墜、毀損させる行為
- ⑪Net119 を譲渡、貸与、公衆送信、使用許諾する行為
- ⑫Net119 を複製、翻案、編集、改変、逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングする行為
- ⑬その他、指令センター及び指令センター管轄区域内の消防本部(局)が不適切と判断する行為

(知的財産権等)

- (1) Net119 に関するコンテンツの権利(所有権、特許権・著作権等の知的財産権、肖像権、パブリシティ権等)は指令センター又は当該権利を有する第三者に帰属しています。

- (2)利用者は、Net119 を利用するにあたって、一切の権利を取得することはないものとし、指令センターは、利用者に対し、Net119 に関する知的財産権について、Net119 を本規約に従ってのみ使用することができる、非独占的かつ譲渡不能の実施権ないし使用权を許諾するものとします。
- (3)利用者は、所有権、知的財産権、肖像権、パブリシティ権等、Net119 に関する一切の権利を侵害する行為をしてはならないものとします。
- (4)本条の規定に違反して権利侵害等の問題が発生した場合、利用者は、自己の負担と責任においてかかる問題を解決するとともに、指令センターに何らの迷惑又は損害を与えないものとし、仮に指令センターに損害を与えたときは、指令センターに対しての当該損害の全てを賠償していただきます。

(免責事項)

- (1)Net119 に関する情報が利用者もしくは第三者の権利を侵害し、又は当該権利侵害に起因して紛争が生じた場合であっても、その侵害及び紛争について、指令センター及び指令センター管轄区域内の消防本部(局)は、何らの責任も負わないものとします。
- (2)利用者の端末環境又は通信環境等その他の理由によっては、Net119 が正常に利用できない場合がありますが、これにより利用者が生じた損害について、指令センター及び指令センター管轄区域内の消防本部(局)は、何らの責任も負わないものとします。
- (3)Net119 を利用者の端末に登録するにあたって利用者の端末がコンピュータウイルス等に感染し、利用者に損害が生じた場合であっても、指令センター及び指令センター管轄区域内の消防本部(局)は、何らの責任も負わないものとします。
- (4)天災・事変等の非常事態により Net119 が正常に利用できない場合、指令センター及び指令センター管轄区域内の消防本部(局)は、何らの責任も負わないものとします。

(規約改定)

指令センターは、本規約を随時改訂することができるものとします。指令センターは本規約を改訂した場合、その都度、改定後の本規約を Net119 内及び指令センターのホームページに掲示することによって利用者に告知するものとし、改定後の本規約は当該掲示の時点で効力を生じるものとします。

(協議)

Net119 に関連して利用者、指令センターないし第三者との間で疑義、問題が生じた場合、その都度誠意をもって協議し、解決を図るものとします。

(準拠法)

本規約は日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします。

(お問い合わせ先)

〒260-0854

千葉県千葉市中央区長洲1丁目2-1

ちば消防共同指令センター

電話 043-202-1690

FAX 043-202-1696

メールアドレス jimukyoku-chiba1018@bz04.plala.or.jp

登録番号					
------	--	--	--	--	--

ねっといちいちきゅうりよう とうろく へんこう はいし しんせいしよけんしやうだくしよ
Net119利用（登録・変更・廃止）申請書兼承諾書

令和 ねん がつ にち
年 月 日

安房郡市広域市町村圏事務組合消防長あて

申請者住所 _____

申請者氏名 _____

私は、Net119について、利用規約を承諾し、申請します。

なお、緊急時にちば消防共同指令センター及びその他の消防機関が必要と判断し

た場合については、記載事項について第三者（行政機関や医療機関、警察等の消防

救急活動に必要と認められる範囲）に情報提供することについて承諾します。

利用者署名（未成年の場合は保護者署名）

1 利用者情報（太枠内は必ず記入してください）

フリガナ		性別 男・女	生年月日（西暦） 年 月 日
氏名			
住所	〒		
メールアドレス			
連絡先電話番号			
自宅電話番号			
FAX番号			

2 よく行く場所（できるだけ記入してください）

	場所の名称	住所
場所1		〒
場所2		〒

3 緊急連絡先（できるだけ記入してください）

緊急 連絡先	フリガナ	本人と の関係	電話番号	FAX番号
	氏名		メールアドレス	
連絡先 1				
連絡先 2				

4 通勤・通学先（安房郡市外にお住まいの方で安房郡市内に通勤・通学の方は必ず記入してください）

勤務先（学校）名称			
勤務先（学校）住所			
電話・FAX番号	電話	FAX	

5 今までにかかった病気と掛かり付け医療機関（できるだけ記入してください）

今までにかかった病気	
掛かり付け医療機関	

6 その他の利用者情報（できるだけ記入してください）

手話または筆談の状況	手話が（できる・できない） 筆談が（できる・できない）
自宅に健聴者が	（いる・いない）

※該当のものに○をつけてください。

（お問い合わせ）

安房郡市消防本部警防課

Eメール tuusin02@awakouiki.jp

電話 0470-22-0119

FAX 0470-22-2905

※ FAXでお問い合わせされる場合は、送信元のFAX番号を必ずご記入ください。